

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成16年5月7日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 許可年月日及び番号

平成15年12月16日 第3183号

平成16年 4月 6日 変第1543号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市伏見区深草大亀谷東久宝寺町21番地1, 21番地2, 21番地3, 21番地4及び27番地1

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市下京区仏光寺通新町東入る糸屋町225番地

株式会社トピックス

代表取締役 東坂 栄作

(都市計画局都市景観部開発指導課)